

(パブリックコメントによる修正案)

地方独立行政法人長野市民病院 第2期中期目標（案）

前 文

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、**地方独立行政法人へ移行する以前から一貫して**平成28年4月1日の設立以来、市民の健康の維持・増進及び市民の福祉の向上に資するため、地域の中核病院として、地域の医療機関等との機能分担や連携を行いながら、急性期を主体とした高度医療や24時間365日の救急医療を提供するとともに、在宅医療の支援などの更なる充実に取り組んでいる。

地方独立行政法人移行後、平成28年度から平成30年度までの第1期中期目標期間においては、「救急医療」、「がん診療」をはじめ、高齢化の進展に対応するため「脳・心臓・血管診療」を推進するなど、高度急性期医療を充実させるとともに、地域包括ケア病棟の開設や訪問看護体制の強化により、地域包括ケアシステムの構築を推進しながら、地方独立行政法人の特長を生かした病院運営を行うことで、経営基盤の確立に努めてきた。

しかし、今後、少子高齢化が更に進展し医療需要は大きく変化すると見込まれることから、市の政策とも連携しながら、市民病院として求められる役割や市民のニーズを適切に捉え、より一層、効果的かつ効率的に診療機能の充実と病院経営の安定化を図っていく必要がある。

法人が、**病院開設以来の実績と信頼を土台として**、引き続き高度急性期医療の充実を図りながら、在宅医療の推進のため 地域医療機関等との機能分担と連携を更に強化することで、これまで以上に公立病院としての使命と責任を積極的に果たしていくことを求め、ここに第2期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担うべき医療

(1) 救急医療

急性期医療を担う地域の中核病院として地域医療に貢献するため、救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日救急医療を提供すること。

また、消防や医師会等の関係機関と連携を図りながら、円滑な救急搬送患者の受入れと、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営を行うこと。

更に、救急救命士の実習協力などを通じて、地域の救急医療の質の向上に貢献すること。

(2) がん診療

地域がん診療連携拠点病院として、先進技術を活用しながら、手術、放射線、抗がん剤など複数の治療法を組み合わせた、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療を提供すること。

また、がんと診断されたときからの緩和ケアの提供体制を強化するとともに、就労支援を含めた相談支援の充実に努めること。

(3) 脳・心臓・血管診療

高齢化の進展に対応するため、急性期脳梗塞に対する脳血管内治療を推進し、救急搬送患者をはじめとする脳卒中入院患者の積極的な受入に努めること。

また、急性心筋梗塞や狭心症の治療をはじめとする心臓・血管診療を更に推進すること。

(4) 高齢者等に配慮した医療

患者の高齢化による認知症をはじめとする精神的、身体的症状へ適切に対応し、患者が十分な医療を受けることができるよう認知症ケアの提供体制の強化等を図ること。

(5) 急性期後の患者に対する医療

地域の医療機関や介護サービス事業所と緊密に連携しながら、24時間訪問看護体制の強化を図るとともに、地域包括ケア病棟においては、在宅等からの患者の受入れを含め、地域で求められる多様なニーズに応えるよう努めること。

(6) その他の政策的医療

地域の医療機関と連携、役割分担の上、急性期で、かつ、高度で専門的な医療を必要とする疾患に対応できる体制の強化に取り組むこと。

また、人口減少、少子・高齢化対策や中山間地域対策に市と協働して取り組み、小児心身症・発達障害等の治療及び不妊治療を推進するとともに、過疎地域の医療機関との連携に取り組むこと。

更に、病児・病後児保育の実施についても検討すること。

(7) 予防医療

市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、糖尿病予防などの生活習慣指導やがんその他生活習慣病の早期発見・早期治療を推進するとともに、予約の取りにくい人間ドックの受入状況を改善すること。

(8) 災害時対応

市との連携のもと、災害発生時における備えとして、医療・救護体制を整備

し、災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めること。

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療

患者や家族が医療内容を適切に理解し、治療の選択に主体的に関わることができるよう、患者の視点に立った「説明と同意」の徹底を図ること。

また、患者の同意の基に作成する診療計画であるクリニカルパスの活用を推進し医療の標準化を図るとともに、チーム医療の質向上を図り、患者が安心して質の高い医療を受けることができるよう努めること。

(2) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、接遇の向上とプライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

また、外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの更なる改善に取り組むこと。

(3) ボランティアの受入れ

地域のボランティアを受け入れ、地域と交流を深めるとともに、患者サービスの向上に努めること。

(4) 情報提供の推進

疾病の予防や健康づくりを推進するため、市の健康福祉部門と連携しながら、医療や糖尿病予防をはじめとする健康に関する情報の発信及び普及啓発に努めること。

3 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、大学などと連携した医療に関する調査及び研究を推進すること。

4 医療提供体制の充実

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域医療支援病院として、かかりつけ医や地域の医療機関との機能分担と連携を強化することで、紹介患者の受入れや患者に適した医療機関への逆紹介を円滑に進め、地域完結型医療を推進すること。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進のため、地域の医療機関や介護サービス事業所等と連携しながら、地域包括ケア病棟による在宅復帰支援や訪問看護の充実に引き続き取り組むこと。

(2) 他の中核病院等との連携強化

長野県地域医療構想を踏まえ長野医療圏内の他の中核病院などとの機能分担に努め、病院間連携を推進すること。

(3) 医療機器の計画的な更新・整備

良質な医療を持続的に提供できるよう、計画的かつ地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な予算執行により、医療機器の更新・整備を進めること。

なお、更新・整備は、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断し、適切に実施すること。

(4) 病院運営に関する地域の意見の反映

病院運営について、地域住民の意見を取り入れる機会を設け、地域との積極的な連携を図ること。

(5) 医療職の人材確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上のため、医師、看護師、その他必要な医療職の確保と質の高い人材の育成に努めること。

また、チーム医療に貢献できるメディカルスタッフの育成に努めること。

(6) 教育研修

初期・後期臨床研修機能の充実を図るため、研修プログラムの継続的な見直しを行うとともに、地域医療を担う医療従事者の研修や学生の実習を積極的に受け入れること。

また、職員のキャリアアップを積極的に支援し、その成果が活かされる仕組みの構築に努めること。

(7) 医療安全対策

安全・安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の主導のもと、医療事故や院内感染の情報収集・分析を通じて、予防・再発防止に取り組み、医療安全対策及び院内感染対策の一層の充実を図ること。

(8) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護や情報公開等に関して適切な対応に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 経営管理機能の充実

(1) 管理運営体制の強化

中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効果的かつ

効率的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

また、医療情勢や近隣病院の動向等を的確に把握し、自律的かつ戦略的な病院経営を行うため、経営情報の収集・分析を推進するとともに、医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努め、目標達成のための企画力・実行力の強化を図ること。

さらに、会計監査法人等を活用したチェック機能により、財務諸表等の更なる信頼性の向上に努めること。

(2) 業務改善の推進

業務改善に職員が積極的に参画する取り組みを推進すること。

また、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用し、業務改善に取り組むこと。

2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備

(1) 人事評価制度の再構築

職員のモチベーション向上につながる人事評価制度を再構築すること。

(2) 働きやすい職場環境づくり

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて働きやすい職場環境づくりに努めること。

(3) 職員満足度の向上

業務運営への職員の意見の反映や業務運営の成果の共有などにより、病院で働く職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 効率的な経営の推進

診療報酬改定等の制度改正や医療ニーズに対応した効果的な人員配置と投資による収益力の向上、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めるとともに、経営分析等を通じて、業務の質と量に応じた費用の適正化を図るなど、より効率的な経営を推進し、中期目標期間の各事業年度の経常収支比率は100%以上とすること。

2 経営基盤の確立

市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識し、自立した経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備等に関する事項

施設の増改築、設備等の更新及び維持管理については、地域における医療資源等を的確に把握した上で、機能や規模の適正化とコスト合理化を図り効率的な整備計画を策定し実施すること。